

第4章 マレーシア

複合社会における半民主体制と市民社会

はじめに

ASEAN各国は、1970年代から長期にわたって継続的な経済発展を遂げている。とりわけ80年代後半以降は目覚ましい高成長を記録し、21世紀には世界経済の牽引力となることが期待されるまでになった。

一般に経済発展は、中間層の拡大や教育水準の向上など、民主化、あるいは安定した民主体制の確立のために必要な社会的条件を生み出すものと考えられている。ASEAN各国は、現在あるいは過去において、多かれ少なかれ権威主義的な特徴をもつ政治体制をとっており、冷戦終焉とともに民主化への関心が世界的に高まるなかで、経済発展を経験したASEAN各国が民主化を実現するか否かという問題は多くの関心を集めてきた。

民主化への関心の高まりは、市民社会 (civil society) に対する関心を惹起している。ASEAN地域においては、1986年のフィリピンのマルコス政権の崩壊、92年のタイの民政への移行の際、民主化を要求する人々のいわゆる「ピープルパワー」が注目を集めた。既存の政治体制とそれを支える政党、軍などの制度に異議を唱え、民主化を要求する人々は、自らの政治的利益を集約・表出するために新たな団体を自発的に設立し、それが民主化への橋頭堡となると考えられることから、市民社会への関心が高まっているのであろう。

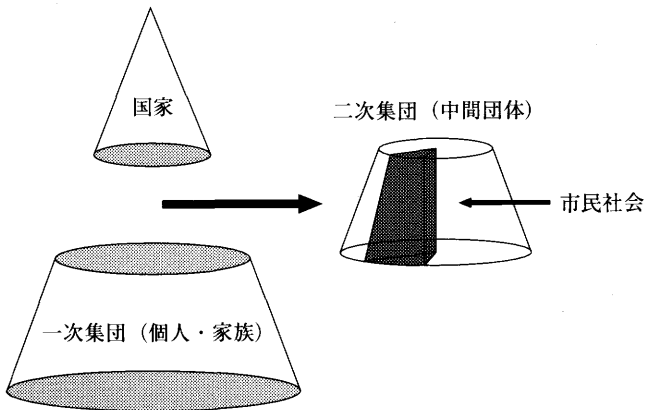
マレーシアは、経済的には1980年代末以降急速な成長を経験し、かつ政治的には権威主義的な要素をはらむ政治体制をとる国家の一つである。本章で

は、民主化要求派にとって民主化されるべき対象と認識されるマレーシアの政治体制を概観したうえで、経済発展にともなう社会変容について考察し、現行政治体制と市民社会との関係について考えてみたい。

第1節 市民社会の定義および機能

本章では、市民社会を個人ないし家族といった一次集団と国家の中間に位置する領域、すなわち二次集団（あるいは中間集団）の活動する領域の一部として捉える（図1）。今日の市民社会論では、市民社会が民主体制の強化、あるいは非民主体制の民主化に寄与する諸機能を果たすものと想定されている。ここでは、近年の市民社会論を主導する論者の1人であるダイヤモンド（Larry Diamond）の市民社会の民主的機能（democratic function）に関する議論¹⁾を整理するかたちで、以下の6点を市民社会の民主的機能と捉える。またここでは、国家に依存せず自律的に活動し、かつ全体としての市民社会が六つの機能のうちの一つでも果たすことに寄与する団体を市民社会団体と呼

図1 市民社会の概念図



(出所) 筆者作成。

ぶことにする。具体的には、各種NGO、情報メディア、職業団体、労働組合などがその例である。政党については、それが本質的に国家の統治者としての役職の獲得を目指すものであり、政治制度の一部であるため、ここでは市民社会団体の範疇には含めない。

市民社会の民主的機能のうち、国家との関係において最も重要なものは、「国家権力の制限、社会による国家のコントロール、およびそのコントロールを最も効果的に行う手段としての民主的政治制度にとつての基盤を提供すること」⁽²⁾である。ダイヤモンドは、この機能には二つの次元があり、一つは民主主義国家における権力行使の監視と抑制であり、もう一つは権威主義国家の民主化だとする。

後者についてダイヤモンドは、市民社会を動員することは、権力の濫用を暴き、非民主体制の正統性を突き崩すための主要な手段であるとし、過去20年間の多くの民主化において、この機能が劇的に果たされてきており、だからこそ民主主義を考える際に市民社会が最重要のものと捉えられるようになったと指摘する。だがダイヤモンドは、市民社会を国家に常に反対する存在とはみなさない。民主体制への移行後は、前者の次元が民主主義体制の強化と維持、すなわち民主主義国家の強化に貢献すると主張する。その理由は、新たに生まれた民主体制の正統性を削ぎ、最も破壊的な効果をもたらすものは汚職行為であり、市民社会の国家監視機能がそれを防ぐ役割を果たすからだとされる⁽³⁾。

しかしこの点については、フォーレイとエドワーズ(Michael W. Foley and Bob Edwards)により鋭い批判が加えられている。彼らは、市民社会が非民主体制を転覆するための足がかりとなるほど強い場合、それが民主体制を弱体化させるために利用されることを防ぎうるか、との疑問を発している⁽⁴⁾。市民社会が権威主義国家の定めた秩序体系を突き崩すほど強い力をもった場合、新たに生まれた民主体制下の政府が、社会からの圧力に耐え、正統性を確立し、社会秩序を保ちうるという保証はない。新たな民主的政府が市民社会の圧力にさらされて十分なガバナビリティを保持できず、その結果権威主義体

制への逆行を招くということは十分考えられよう。

国家権力の監視・抑制機能に続く2点目は、政治システムの多元化、すなわち、利益の集約、表出、代表のための経路を創出することである。こうした機能は政党がもつものであるが、政党だけでなく市民社会がこの機能を果たして政治システムがより多元的になることは、特に伝統的に権力へのアクセスが困難になりがちだった女性や少数エスニック集団にとっては重要な意味をもつ。

これらに続く3点目、4点目、5点目は、いずれも民主体制を支える社会基盤の創出、強化に関連する機能である。3点目は教育機能で、団体への参加の経験が政治参加を促し、民主的市民権の権利と義務に対する認識を深め、民主政治に不可欠な寛容・妥協の意思、反対意見の尊重などの民主的特性 (democratic attributes) を市民の間に育てる、などといったことである。4点目は、伝統的な社会的亀裂 (cleavage) を緩和することである。新たな階層に基づく団体やイシュー志向の団体が登場することにより、伝統的に存在する、宗教や地域性、エスニシティなどに基づく社会的亀裂を横断する利益が生み出され、相互交流が行われることが亀裂の緩和につながる。5点目は情報の公開・伝達で、活気ある市民社会が各種情報を広く伝達することが、市民が自らの集団の利益の増進、保護を求めて行う活動に資するというのである。

そしてこれらの機能が十全に発揮されるならば、市民社会は民主体制をとる国家を強化するという第6の機能を果たす。なぜなら、市民社会が国家のアカウントビリティーや効率性、包括性を向上させ、国家の社会に対する反応を敏感にさせることにより、国家の正統性が強化され、市民は国家を尊重し、国家に積極的に関与するようになるからである⁽⁴⁾。

市民社会がこのようなかたちで民主的機能を果たすものと想定した場合、いくつかの問題が生じる。まず、それぞれの機能の間で民主化、民主体制の強化といった政治体制の変動、修正への影響力が全く異なることが指摘できる。第1点目にあげた国家に対する権力監視・抑制機能は政治体制のあり方

に強い影響を及ぼすものだが、市民に対して寛容の精神、反対意見を尊重する意思を植え付けるといった機能と政治体制との関係は、より間接的であり、その影響力も軽微である。そこで本章では、市民社会の民主的機能のうち政治体制への影響力が最も強いと考えられる国家権力監視・抑制機能、ならびに政治システムを多元化する機能に重点をおいて考察する。

また、政治体制のあり方と、市民社会の能力との関係において、因果律の方向性が一定でないことも問題である。例えば、現在権威主義体制をとり、市民社会の監視・抑制機能の弱い国において、市民社会が弱いことが政府の恣意的な権力行使を可能にしていると考えられることもできるが、同時に、国家が抑圧的であることが市民社会が弱いことの原因となっているとも考えられる。ただし、市民社会の能力を規定するのは、むしろ国家による抑圧の有無のみではなく、抑圧的な国家→弱い市民社会→抑圧的な国家という循環の断絶を可能とする要因は存在する。本章の目的の一つは、能力が低いといわれるマレーシアの市民社会に対して、そうした現状に至った歴史的要因と、現在の制約要因について検討し、上の循環が断ち切られる可能性とその際の条件について考察することにある。

さらにもう一つの問題点は、上に整理した六つの機能が必ずしも相互に矛盾なく発揮されるものではないということである。フォーレイとエドワーズが指摘するとおり、市民社会が国家の権力行使を監視・抑制するという機能と、民主的な国家を強化するという機能が相矛盾するケースは十分想定できる。その他の機能についても、政治制度のあり方や社会的条件次第では、相互に矛盾をきたす可能性がある。本章の結論を先取りしていうならば、マレーシアの市民社会もそうした事例の一つであり、その矛盾を指摘することが本章のもう一つの目的である。

第2節 マレーシアの政治体制と市民社会の制約要因

マレーシアにおいて市民社会がどのような役割を果たしているかを検討する前に、権威主義的要素をもち、民主化推進を要求する者にとっては民主化されるべき対象と考えられているマレーシアの政治体制について簡単に紹介しておきたい。なぜなら、現行体制を検討し、現在のマレーシアにとって民主化とは何かを確定しないかぎり、民主化と市民社会との関連を論じることはできないからである。

マレーシアの政治体制をどのように評価し位置づけるかという問いに対する答えは、この国を研究対象とする研究者のあいだでも意見が異なる。「国民の政治参加と政治競争を極度に抑圧した」⁶⁾権威主義とする論者もいれば、「政治体制としては権威主義の経験を持たず、制度的には民主制を維持してきた」⁷⁾とみる論者もある。前者にとって民主化とは政治制度の抜本的な改変を意味し、後者の議論においてはむしろ民主化は問題とならない。

こうした極端な見解の相違は、民主体制と権威主義体制のあいだに明確な断絶点が存在せず、マレーシアの政治体制がそのあいまいな領域に位置することに起因するものと考えられる。そこで多くの論者は、マレーシアの政治体制を完全な民主主義あるいは完全な権威主義とはみなさず、その双方の特徴をもつものとして捉えており、これを「半民主体制」(semi-democracy)あるいは「疑似民主体制」(quasi-democracy)または「柔らかな権威主義」(soft-authoritarianism)などと呼ぶ。こうした中間類型を新たに設けることは、政治体制の類型化を試みるにあたっては、あるいは概念上の混乱をもたらすものかもしれない。しかし、マレーシアの政治体制の民主化——政治体制の非民主的要素の除去および民主的側面の強化——の具体的な内容を考える際には有益である。ここでは、この立場をとる代表的論者であるクラウチ(Harold Crouch)の議論と、特にこの体制の持続性を強調し、その原因を市民社会の弱さに求めるジェスダソン (James V. Jesudason) の「国家統制型民主体制」

(statist democracy) 論を紹介し、あいまいな体制であるマレーシアの現行政治体制にとって民主化とは何か、という問題を確定し、市民社会との関連について考察する。

1. 半民主体制

マレーシアの前身であるマラヤ連邦は、1957年にイギリスから独立し、63年にサバ(Sabah)、サラワク(Sarawak)両州、ならびにシンガポールが加わってマレーシア連邦が成立した(シンガポールは65年に分離独立)。多民族社会であるマレーシア社会は典型的な複合社会(plural society)⁽⁸⁾といわれ、エスニシティを軸とした深い社会的亀裂が存在する。その上に築かれた政治システムは、レイプハルト(Arend Lijphart)の唱えた多極共存型民主体制(con-sociational democracy)モデル⁽⁹⁾に適合するもので、それぞれの種族を代表する政治エリートが種族利益を代表し、そのエリート間の協働によって種族利益が調整される。独立以来、マラヤ/マレーシアでは、統一マレー人国民組織(United Malays National Organization: UMNO)、マレーシア華人協会(Malaysian Chinese Association: MCA)、マレーシア・インド人会議(Malaysia Indian Congress: MIC)の3大種族政党がこのシステムの中軸を担ってきており、この3政党を中心とする与党連合が政権を掌握し続けている。イギリス統治下で行われた55年の連邦立法評議会選挙のときから3党は連盟(The Alliance)を結成し、74年からはサバ州、サラワク州などの政党を取り込んで国民戦線(Barisan Nasional)を形成している。

クラウチは、マレーシアの政治体制は民主主義的特徴と権威主義的特徴の双方を備える半民主体制であるとし、その民主主義的特徴は競争的な選挙が行われてきたことに起因すると主張する⁽¹⁰⁾。マレーシアにおいては、5月13日事件と呼ばれる1969年の種族暴動を契機に71年まで議会が停止したが、その期間を除けば議会制民主主義の制度が維持され、4～5年ごとに国会の選挙が行われてきた。選挙には競争性が保たれており、与党連合は、イスラム

政党の汎マレーシア・イスラム党 (Parti Islam Se-Malaysia: PAS) や、華人を主な支持者とする民主行動党 (Democratic Action Party: DAP), あるいは UMNOの分裂により生まれた46年マレー人精神党 (Semangat Melayu '46)⁽¹¹⁾ などの野党との競争にさらされてきた。そのため、自らへの支持の維持・拡大のために、社会の要求に対して敏感に対応する必要があった。71年の新経済政策 (New Economic Policy) 施行以来、政府はマレー人を中心とする先住種族に対してそれまでより積極的な利益供与を行う、いわゆるブミプトラ (bumiputra: 先住種族) 政策をとってきており、これが与党連合の中心勢力である UMNO に対する支持の維持・強化につながったことは間違いない。だがその一方、選挙において DAP などの野党と競争しなければならない以上、与党連合は非マレー人の利益を全く無視することもできない。ブミプトラ政策によって各種ライセンス賦与などに関してマレー人が優先されるようになったが、非マレー人、とりわけ華人はその後にも利潤の多い事業を行う機会を得続けてきたし、マレー語、マレー文化、イスラムがそれぞれ国語、国家の文化、国教として強調されるようになる一方、非マレー人が各自の言語を使用しそれぞれの習慣に従うことや、信教の自由は維持された⁽¹²⁾。

しかし、その一方で政府は、政権を維持するために選挙区割りの操作や恣意的な権力行使を行っている。選挙制度については与党連合に有利な選挙区割り (ゲリマンダリング) が認められる。また、種族紛争を回避するために用意されている法律が、野党や政府批判勢力の活動を制限するために用いられてきた。PAS が半島北東部のクランタン (Kelantan) 州の州議会選挙に勝利した1977年には、同党が主導する州政府を転覆するための手段として非常事態令が用いられた。政府批判者や野党の活動家を拘束するために国内治安法 (Internal Security Act) が用いられ、言論統制のために扇動法 (Sedition Act) や国家機密法 (Official Secret Act) が使われている。さらに、労働組合、学生組織、公的利益団体など、潜在的な批判グループに対しては、様々な制限が課されてきた。各種団体は団体法 (Societies Act) により設立に際して政府の許可を必要とされ、団体登録官 (Registrar of Societies) は、団体が治安を

乱したり、当初の目的から逸脱する活動を行っていると思なされる場合、登録を抹消する権限をもつ⁽¹³⁾。

2. 国家統制型民主体制

マレーシアの政治体制を国家統制型民主体制と呼ぶジェスダソンは、クラウチと同様、この体制に民主主義的側面と権威主義的側面の双方を認める。ジェスダソンの議論においても、現行体制における民主主義的側面と権威主義的側面の内容は、クラウチの議論のそれとほぼ同様である⁽¹⁴⁾。

ジェスダソンは、「多くのマレーシア人は、厳しい法律は潜在的に分裂的な社会において種族間の平和を維持するために必要であるがゆえに、その存在を擁護する」⁽¹⁵⁾として、国内治安法などの法律の存在そのものは問題視せず、それらの法規が恣意的に使用されることが問題だとしている。マレーシアのように深刻に分裂した社会においては、政治的安定を確保するには困難がともなう。いかなる民主体制も政治的安定なしには存続しえないことから、レイプハルトは、多極共存型民主体制が民主主義の理想とする規範からある程度逸脱することは問題ではないと主張する⁽¹⁶⁾。そうだとすれば、この逸脱を極小化することがマレーシアにとって実現可能な民主化の内容である。この認識に立ったうえでジェスダソンの主張を汲めば、マレーシアの民主化とは、多民族社会の安定維持のために設けられた、政府の強権行使を可能とする法律制度を政権担当者が恣意的に用いることを防止しうるメカニズムの確立であるといえよう。

ジェスダソンの国家統制型民主体制論の特徴は、現行体制の持続性を強調し、その主たる原因を市民社会の弱さに求めることである。統治者の恣意的な権力行使が行われることと市民社会の弱さとの関係についての検討は後に行うこととして、ここではマレーシアの市民社会が民主的機能を果たすうえでの制約要因を明らかにするために、彼の提示した論点について考察する。

ジェスダソンが問題とするマレーシア市民社会の弱さとは、市民社会が「現

行体制の慣行に挑戦するための代替的な政治のあり方を示す能力をもたない¹⁷⁾ことである。本章第1節での市民社会の民主的機能の整理に即して換言すれば、市民社会が利益の集約、表出、代表を行い、政府に対して圧力をかける能力が低いことだといえよう。その背景には、市民社会が国家の権力行使を監視・抑制する能力が低いために、国家に対して強い影響力をもちえないという問題がある。

ジェスダソンは、マレーシアにおいて市民社会が弱い理由を植民地経験に端を発する要因に求める。その論点は、(1)植民地遺制として高度な官僚制をもつガバナビリティの高い国家が存在したこと、(2)国家とは異なる利害をもち、自律的に行動する民族資本家層の不在、(3)エスニシティを軸とした社会的な亀裂の存在、の3点に整理できる¹⁸⁾。以下では、それぞれの論点について具体例を付加し膨らませながら説明する。

まず1点目は、マラヤを植民地化したイギリスが強力な植民地国家を築き、その統治機構が独立後も引き継がれたこと、ならびに権力移譲のプロセスが市民社会の発達を阻害するものだったということである。

イギリスは、在地権力を取り込みながらマラヤの植民地化を進め、在地社会の諸勢力による大きな抵抗運動を生むことなく、有効に社会を統治しうる高度な官僚制を備えた植民地国家を築いた。植民地支配下においても、市民社会が全く存在しなかったわけではない。移民である華人やインド人は、それぞれの出身国における地縁的なつながりや地方語を紐帯として福祉団体や利益団体を構成して相互扶助活動を営み、植民地国家に対して働きかけた。マレー人についても、1930年代には各州 (negeri) ごとにマレー人協会 (Persatuan Melayu) が組織されている。また、45年以降は労働組合運動が活発化した。

日本占領期の後、イギリス政庁は二つの大きな抵抗運動に直面する。1948年には最大の抵抗運動として、独立を目標の一つとするマラヤ共産党の武装蜂起を経験した。しかし共産党は、革命を成就しうるほどには社会を動員することができず、在地エリートはイギリス政庁に協力し、独立までに植民地

政庁は共産党とその支持者の抵抗運動を沈静化することに成功した。また共産党の蜂起とともに、その傘下に加わった労働組合に対する取り締まりが厳しくなり、穏健な組合以外は生き残りが難しくなった。

もう一つの抵抗運動は、マレー人を主体とする反マラヤ連合運動である。1945年のマラヤ復帰直後にイギリスは、スルタン制を廃してマラヤを単一植民地とし、かつ各種保護措置の論拠となっていた先住民としてのマレー人の特権を否定するマラヤ連合 (Malayan Union) の形成を企図した。これに対し、各地のマレー人協会を主体としてマレー人の中で大規模な抵抗運動が生じた。この抵抗運動を契機に、州ごとのマレー人協会やその他のマレー人利益団体が結集して、現在の政権党であるUMNOが設立されている。イギリスはスルタンおよびUMNO指導者に対して譲歩を示し、彼らを体制内に取り込むことに成功した。そして結局UMNOが独立政府の主たる受け皿となった。植民地政庁に対する自発的な抵抗運動として出発したマレー人の権益保護を求める運動組織としてのUMNOは、独立とともに統治者として政権の中枢を担うことになった。また、華人、インド人の利益団体も、独立に至るまでの過程において、UMNOのカウンターパートとなる政党、すなわちMCA、MICへと糾合された。こうして、独立以前に誕生した市民社会団体のうち最も強い影響力をもっていたものは、政党化して国家の中枢を担う、すなわちその活動領域を市民社会の外へ移行させるか、あるいは植民地政庁の取り締まりを受けて弱体化してしまったのである。

統治能力の高い植民地国家は、独立後もマラヤ／マレーシア人の政治指導者に引き継がれることになった。官僚機構の現地化は、統治効率の低下を避けるために独立前から独立後にかけて漸次的に行われ、1960年代半ばまでイギリス人官僚が残っていた⁽¹⁹⁾。また中央政府の主な指導者は、植民地下の疑似大臣制であるメンバー制 (Member System) により統治者としての経験を積んでおり、独立政府は植民地下で築かれた統治機構を引き継ぎ、運営することに成功した。これにより、イギリス統治末期までに形成された国家と市民社会の関係は、独立達成後も温存されることとなった。

2点目は、マレーシアが後進国として国家主導型の開発戦略をとり、国家が経済開発の主要なアクターとなって、政策決定過程において強い指導力を保持して経済権益の調整を自ら行ったことにより、経済政策が競合するビジネス・グループ間の交渉から形成されたり、ビジネス・グループが政府に対し対案を提示し圧力をかけるという局面が少ないということである。その主たる原因は、旧植民地国の常として、経済の主要部門が外資に押さえられていたために、民族資本家が十分育っていなかったことにある。独立後に登場した国内の資本家も、統治エリートとのパトロネージを梃子に成長したといわれ、財界が独自の利益を主張して国家と対立するという局面は発生しづらい⁽²⁰⁾。それゆえ国家に対して圧力をかけるために社会を組織化する必要性が低いのである。

3点目は、エスニシティによる社会的亀裂が種族横断的な連帯の形成を阻害しているということである⁽²¹⁾。マレーシアはイギリス統治下において、イギリス政庁の移民政策により多種族社会となり、分断統治によって複合社会となった。その社会構造は独立後も存続し、市民社会団体の形成、運営のうえで大きな障害となっている。一方、政党システムはそれぞれの種族の利益を代表する政党を中心に構成されており、各種族のエリート層は、国民を種族ごとに垂直的に統合している。先述したように、UMNOにとってはPAS、MCAにとってはDAPという競争相手があるが、5月13日事件の契機となった1969年総選挙におけるMCAの大敗を除けば、国民が政党を軸にそれぞれの種族に応じて垂直的に統合されている構造は、大きくは揺らいでいない。この社会構造を利用して、連立政権を構成する各党はきわめて広範な利益を代表しうる。マレーシアのような複合社会においては、教育問題や経済格差、地域間格差といった問題を含む非常に多くの社会問題が種族問題として認識されるからである。その結果、政党の活動領域は広範なものとなる。そのうえ、政党が連立して形成する政府は社会を効果的に統治する能力を保持しているため、必然的に市民社会団体が有効に活動しうる領域が狭く限定されるのである。

以上のような制約要因により、マレーシアでは市民社会が弱い。それは市民社会全体が国家に対する権力監視・抑制機能を十分果たせず、社会の利益を代表して政府に圧力をかける能力に欠けるというばかりではない。後にみるように、個々の市民社会団体をみても、とりわけNGOの活動が近隣諸国に比べて低調だと指摘されている⁽²²⁾。

第3節 経済発展にともなう社会変容の市民社会へのインパクト

マレーシアは独立以来長期にわたって経済発展を実現している。1970年代には年平均7.8%の成長率を達成し、80年代半ばには不況を経験したものの、80年代後半から90年代には毎年8%以上の成長を実現している。1人当たり国民所得は、88年の約2000ドルから、95年には4000ドルを超えるまでになった⁽²³⁾。

急速な経済の近代化と成長は、様々な社会変容をもたらした。ここでは、それが市民社会に与えたインパクトについて検討する。

1. 中間層は拡大したか？

第3章のシンガポールの事例に示されるように、経済発展は多くの場合中間層の拡大をもたらす。そしてこの中間層の拡大と民主主義の間には、何らかの相関関係があるものと考えられている。一例を示すならば、社会的な平等性と民主体制（ポリアーキー）との相関関係を検討したダール（Robert A. Dahl）は、「極端な不平等は、覇権的体制（hegemonic regime）を生む。そしてより平等な非覇権的体制には、比較的平等な、圧倒的多数の中間層の市民が必要である」とし、「収入、富、地位、知識、そして軍事力のような、重要な価値の配分の極端な不平等は、すなわち政治資源の極端な不平等を意味する。政治資源の極端に不平等な国は、権力行使が極端に不平等となる可能性

表1 総家計所得額に対する高所得家計および中
低所得家計のシェア

	(%)	
	1970～75年	1989～94年*
上位20%の家計	56	54
下位40%の家計	11	13
下位20%の家計	4	5

(注) *推定値。

(出所) World Bank, *Social Indicators of Development*, 1996, p. 213.

が、つまり覇権的体制になる可能性が高い」と主張する⁽²⁴⁾。つまり、分厚い中間層の存在は、民主体制の確立、安定化にとって必要条件と考えられる。

そのため、近年のマレーシアにおける経済発展と社会変容の政治的インプリケーションに関する研究では、1970年代以降の急速な中間層の拡大に焦点が当てられている⁽²⁵⁾。まず、マレーシアにおいて経済発展が本当に中間層の拡大をもたらしたかどうかを検討してみる。

所得階層の構造をみると、1970年代から現在までの間に大きな変化は現れていない。表1に明らかなおと、総家計所得額に対して上位20%の家計が占める割合と、下位40%および20%の家計が占める割合は、約25年の間ほとんど変わっていない。よって、所得階層において中間の位置を占める層は、上下の層に対して相対的に大きく膨らんだとはいえない。しかしながら、所得格差の縮小は小幅にとどまったものの拡大してはいないことから、少なくとも成長は全体的な所得水準の底上げをもたらしたといえる。

一方、就業構造の点では大きな変化がみられ、いわゆる中間層職 (middle class occupation) に就く人々の割合が急速に増えた。マレーシアの経済発展は中間層の急速な拡大をもたらしたと主張するクラウチは、職業別労働人口統計のうえで「専門職・技術職」および「行政職・管理職」に属す人々を上位中間層と定義し、「事務職」および「販売職」に属する人々を下位中間層と定めて議論を展開している⁽²⁶⁾。この定義に従えば、上位中間層、下位中間層

表2 職種別・種族別就業者数の変遷

	1970年						1985年						1995年					
	マレー人	華人	インド人	その他	全体	プロミブトラ	華人	インド人	その他	全体	プロミブトラ	華人	インド人	その他	全体			
	(%)	(%)	(%)	(%)	(%)	(%)	(%)	(%)	(%)	(%)	(%)	(%)	(%)	(%)	(%)			
専門職・技術職	61.2	48.9	16.5	3.1	129.6	248.2	130.2	36.7	6.6	421.7	524.3	213.6	59.5	17.9	815.3			
(%)	4.3	4.7	5.5	12.1	4.6	7.7	7.0	7.4	16.8	7.5	12.6	8.9	9.0	2.5	10.3			
行政職・管理職	5.1	15.0	1.7	1.0	22.8	44.9	74.2	6.6	3.3	129.0	77.1	116.9	10.9	8.8	213.7			
(%)	0.4	1.4	0.6	3.9	0.8	1.4	4.0	1.3	8.4	2.3	1.9	4.9	1.6	1.2	2.7			
事務職	46.8	71.4	20.1	1.8	140.0	295.8	206.8	41.6	3.0	547.2	457.3	275.0	61.6	5.6	799.5			
(%)	3.3	6.9	6.7	7.2	5.0	9.2	11.1	8.4	7.6	9.7	11.0	11.5	9.3	0.8	10.1			
販売職	75.4	204.6	34.9	1.2	316.0	207.9	371.0	42.7	4.7	626.3	323.8	464.2	58.1	48.3	894.4			
(%)	5.2	19.8	11.7	4.6	11.3	6.4	19.9	8.6	11.9	11.1	7.8	19.3	8.8	6.8	11.3			
サービス従事者	198.2	196.5	62.1	5.5	462.3	395.6	178.7	64.6	3.3	642.2	571.2	223.8	85.4	101.1	981.5			
(%)	13.8	19.0	20.9	21.9	16.5	12.3	9.6	13.1	8.4	11.4	13.8	9.3	12.9	14.3	12.4			
農業従事者	940.0	283.3	131.5	11.8	1,364.5	1,306.7	261.6	140.9	11.7	1,720.9	1,049.3	214.0	124.6	274.3	1,662.2			
(%)	65.4	27.4	44.2	46.6	48.8	40.5	14.0	28.5	29.7	30.6	25.3	8.9	18.8	38.7	21.0			
製造業従事者	112.0	214.7	30.8	1.0	358.4	726.8	642.2	161.5	6.8	1,537.3	1,141.9	892.1	262.5	252.3	2,548.8			
(%)	7.8	20.8	10.3	3.8	12.8	22.5	34.4	32.7	17.3	27.3	27.5	37.2	39.6	35.6	32.2			
合計	1,436.7	1,034.3	297.5	25.2	2,793.7	3,225.9	1,864.7	494.6	39.4	5,624.6	4,144.9	2,399.6	662.6	708.3	7,915.4			
(%)	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0			

(出所) Government of Malaysia, *Third Malaysia Plan 1976-1980*, 1976, p. 182; *Sixth Malaysia Plan 1991-1995*, 1991, p. 34; *Seventh Malaysia Plan 1996-2000*, 1996, pp. 82-83.

が総労働人口に占める割合は、1970年にはそれぞれ5.4%、16.3%だったが、95年には13.0%、21.4%にまで拡大している（表2）。

所得階層構造に大きな変化がみられない以上、マレーシアにおいて近年の経済発展が中間層の急増をもたらしたとは断言できない。しかし、就業構造の変化に象徴される、経済発展にともなう一連の急速な社会変容は、相応の政治的意味をもつ。そこで次に、中間層職の拡大の下地となった、あるいはそれにともなって生じた社会変容が、市民社会に対してどのようなインパクトを与えたかという点を考察してみよう。

2. 社会変容と市民社会

就業構造の変化、とりわけ中間層職につく人々の拡大は、いくつかの重要な社会変容と連動して発生している。農業従事者の急速な減少と第二次、第三次産業に属す労働者の拡大は都市人口の急速な拡大をとめない、ホワイトカラーの増加は教育水準の向上に支えられたものである。経済発展にともなうこれらの社会的な変化のうち、とりわけ市民社会の活性化、能力の向上と関連が深いものは、利益の多様化と教育水準の向上であろう。

所得水準の向上や都市化といった社会的な変化は、必然的に多くの国民に対して生活様式の変化をもたらし、その結果これまでの枠組みでは捉えきれない新たな利益が生じている。具体的には、消費者問題や環境問題が新たな政治イシューとして意識されるようになった。マレーシアにおいては、こうした新たな政治イシューの浮上は、市民社会団体に対して新たな活動領域を提供することとなった。なぜなら、これらの問題は種族利益の枠組みでは捉えがたく、種族政党を軸とした政治システムにおいては軽視されがちだからである⁽²⁷⁾。他方、教育水準の向上は、市民の組織化、情報の流通のための知的基盤をもたらし、市民社会団体が活動を行ううえでの社会的土壌を整備した。

こうした状況を反映して、マレーシアでは1970年代以降にいくつかの重要

なNGOが誕生した。マレーシア消費者協会連盟 (Federation of Malaysian Consumers Association) や、環境団体の「マレーシア地球の友」(Sahabat Alam Malaysia)、種族融和を基調とする社会改革を目指す「国家意識覚醒同盟」(Persatuan Aliran Kesedaran Negara: 以下、「アリラン」と記す) などがその例である。

しかし、社会変容が市民社会に対してもたらしたこうしたインパクトは、市民社会の権力監視・抑制能力に対する寄与という点ではあいまいなものとなっている。その理由は、多くの社会変容が政府の基本政策に沿って実現されたものだからである。

広く知られているとおり、1969年の5月13日事件を経て、マレーシアでは70年代から90年にかけて、貧困の解消と社会構造の再編を二大目標とする新経済政策がとられた。種族間の経済格差、とくにマレー人と華人の格差が両者の対立を生み、大規模暴動に発展したことをきっかけに政府はマレー人社会の底上げに積極的に乗り出したのである。70年の時点では、半島部におけるブミプトラの平均月額世帯所得は、全種族の平均値の65%にすぎず、華人のそれとは2.3倍の格差があった(表3)。そこで貧困の解消とは、主にマレー人貧困農民の所得向上を意味し、社会構造の再編とは、ホワイトカラー職へのマレー人の参入を促進し、マレー人の資本保有率を高めるなど、近代産業

表3 種族別平均月額家計所得の変遷
(単位: マレーシア・リンギ/名目価格)

	1970年*		1990年	
	平均所得額	対E比率(%)	平均所得額	対E比率(%)
A. ブミプトラ	172	65.2	928	79.5
B. 華人	394	149.2	1,631	139.8
C. インド人	304	115.2	1,201	102.9
D. その他	813	308.0	3,292	282.1
E. 全種族平均	264	100.0	1,167	100.0

(注) *半島部のみ。

(出所) Government of Malaysia, *The Second Outline Perspective Plan 1991-2000*, 1991, p. 45.

部門へのマレー人の参画と役割の拡大を意味した。具体的には、教育、就労機会や、各種ライセンス賦与などに関して、マレー人を中心とするプミプトラを優遇する政策がとられた。

表2のデータは、1970年の場合半島部のマレー人を対象とし、85年、95年はマレーシア全域の非マレー人を含むプミプトラが対象となっているため正確な比較はできない。だが、70年にマレー人労働人口のなかで上位中間層職が占める割合が4.7%だったのに対し、95年のプミプトラのケースではこの数字が14.5%にまで膨らんでいることは、プミプトラ政策がマレー人に大きな恩恵をもたらしたことをうかがわせる。所得面でもプミプトラの相対的な地位は向上し、90年にはその平均月額世帯所得は全種族平均値の80%に達し、華人との格差も1.7倍にまで縮小した。

他方、非マレー人についてみると、彼らがプミプトラ政策のもとで大きな不利益を被ったわけではない。華人、インド人の労働人口において上位中間層職が占める割合は、1970年には両者とも6.1%だったのに対し、95年にはそれぞれ13.8%、10.6%に拡大している。

このように、1970年代、80年代の高度成長期にとられたプミプトラ政策は、それ以前の時期に最も強い不満を抱えていたマレー人に対して、所得の面でも、学歴、職業といった社会的地位の向上の面でも大きな恩恵をもたらし、非マレー人に対しても、彼らの大多数を現行体制不信に追い込むほどの著しい不利益はもたらさなかった⁽²⁸⁾。すなわち、現在のマレーシア国民の相当部分、とりわけ中間層とそれ以上の社会階層に属す人々は、高成長をもたらした政府の政策と現行の政治経済体制の恩恵に浴しており、彼らの政治に対する意識は現状肯定的なものであると推察できる。

こうした事態は、経済成長にともなう社会変容がもたらしうる市民社会の活性化に対するポジティブな効果を、とりわけ国家権力に対する監視・抑制機能の側面で相殺する性質のものである。この点は、政府に批判的な立場をとる市民社会団体と、多くの場合政府と鋭い利害対立をもたない団体を比較して検討すると明らかになる。

前者の団体の代表的な存在は、上述したアリランである。アリランは、チャンドラ・ムザファール (Dr. Chandra Muzaffar) を中心とする知識人により、種族融和を基調とする社会改革をめざす団体として1977年にペナンで設立された。その目的は、種族問題などに対する国民の意識向上にあり、機関誌やセミナーを通じてその思想を広める活動がなされてきている。また、アリランの関心は種族問題のみにとどまらず、政府、与党の権力行使の監視にも及んでおり、機関誌やチャンドラ・ムザファールの著作には政府に批判的な見解がしばしば示される⁽²⁹⁾。

知識人による啓蒙運動としてのアリランの活動は、いうまでもなく受け手である社会に一定以上の知識水準がなければ成立しない。その点で、教育の普及、高度化はアリランの活動を活性化するうえでの社会的基盤を提供したといえよう。しかし、それはもちろん、アリランやその他の政府に批判的な団体の影響力の向上に即座につながるものではない。マレーシアを含むASEAN諸国のNGOの活動状況を調査した首藤もと子は、マレーシアのNGO活動は近隣諸国に比べ低調だとしたうえで、全国的なネットワークの形成を実現しているのは政府に協力的な立場にあるNGOに限られると指摘している⁽³⁰⁾。アリランなどの団体の活動対象である、一定以上の知識水準をもつ層の多くが現行体制の受益者であり、彼らの利益が政治的な現状維持によって守られるという状況は、こうした現象の大きな要因になっているものと考えられる。

政府に批判的な団体とは対照的に、協力的な団体のなかには、全国ネットワークをもち、国家に対する影響力を保持しているものがある。マレーシア消費者協会連盟 (以下、消費者協会連盟) は、その代表的な例である⁽³¹⁾。消費者協会連盟は、各州別に設立されている消費者協会の傘組織であり、1973年に半島北西部のクダ (Kedah) 州アロースター (Alor Setar) に設立された。消費者協会連盟の設立に先立って、すでにスランゴール (Selangor)、ペナン (Penang)、サラワク、ヌグリスンピラン (Negeri Sembilan) の4州に消費者協会が存在した。消費者協会連盟の目的は、第1にこれら各州別の消費者協

会の活動をコーディネートすることにある。設立後、下部団体を増やすとともに、活動領域についても、地域開発、環境問題、人権保護、女性保護といった分野を視野に含めることになったが、最大の目的は、全国レベルの組織として州別組織の活動を調整し、消費者の利益を代表して連邦政府に伝えることである。

設立間もない時点から、消費者協会連盟は消費者の利益を代表して政府に伝えるチャンネルを開拓した。1974年、価格統制法 (Price Control Act) の改正に際し、政府は国家消費者保護諮問評議会 (National Advisory Council for Consumers Protection) を設立し、同評議会が消費者協会連盟と政府をつなぐ経路となったのである。その後政府は消費者問題に関してNGOの役割をより積極的に評価するようになり、現在消費者協会連盟は、保健省、大蔵省、郵政・通信省、住宅・地方政府省、情報省、農業省と定期的な会合をもっている。

消費者協会連盟のほかにも、政府とのあいだに正式なチャンネルを築いている団体は存在する。例えば保険の分野においては、医療分野の職業団体としてマレーシア医療協会 (Malaysian Medical Association) があり、同協会は保健省と定期会合をもち、政府にその意向を伝え示唆を与えている⁽³²⁾。また社会福祉分野においては、マレーシア社会福祉国民評議会 (National Council of Social Welfare Malaysia) が存在する。この組織は、社会福祉分野において政府とNGOとをつなぐ役割を果たしており、社会福祉事業相が会長を務める。その傘下には、YWCAなどのNGOとともに、州レベルの評議会が加わっている。同様の組織として、女性問題については婦人団体国民評議会 (National Council of Women's Association)、児童福祉についてはマレーシア児童福祉評議会 (Malaysian Council for Child Welfare)、青年問題の分野にはマレーシア青年評議会 (Malaysian Youth Council) がある。

これらの団体を形成し運営するうえでは、上述したような社会変容はプラスの影響をもたらしたものと考えるのが妥当であろう。そしてこれらの団体の活動は、政治システムの多元化に貢献しているといえる。だがその一方、

これらのケースは、いずれの場合も市民社会団体によって表出される利益が政府、与党指導者の利益と著しく対立するものではないことにも留意しなければならない。むしろこれらの団体の存在は、行政効率を高めるうえで政府にとって有益なものである。よって、これらの団体の活動により現状のままの政府の正統性が高められ、中間層の現状維持志向がより強化されるという側面がある。つまりこうした団体は、新たに生まれた利益を代表する経路を政府との間に形成したが、その結果として、市民社会の国家権力監視・抑制機能を弱める要因をも生んでいるといえるのである。このようにマレーシアにおいては、経済発展にともなう社会変容が市民社会の民主的機能の活性化に与えたインパクトは、きわめてあいまいなものとなっている。

第4節 市民社会と民主化

第2節で紹介したように、ジェスダソンは現行政治体制の持続性の原因を市民社会の弱さに求めている。その一方で、国内治安法や団体法など、社会統制のための厳しい法規の存在とその恣意的な運用が、市民社会を不活性化なものにしているという側面がある。すなわち、本章の冒頭で指摘したとおり、市民社会と政治体制のあり方との関係は、双方が双方を規定する、あるいは条件づけるという種類のものである。現在存在する、弱い市民社会→半民主体制→弱い市民社会という循環を断ち切るには、(1)市民社会以外の民主化を促進する要因、(2)国家が抑圧的であっても市民社会を強化する要因、のどちらかが活性化するか、あるいは双方が相互補完的に機能するようにならなければならない。(1)について詳しく検討することは本章の範囲を超えるので、ここでは(2)について考察する。

前節で検討したとおり、経済発展にともなう社会変容が市民社会の民主的機能にもたらした影響は、ポジティブな側面とネガティブな側面が混在し、総体としてはあいまいなものとなっている。それでは、将来マレーシアに強

い市民社会が成立する可能性があるのだろうか。あるとすれば、それはどのような条件を必要とするだろうか。この点についての展望を得るために、第2節で考察したマレーシアの市民社会に対する制約要因について、それが除去される可能性とその際の条件について考えてみよう。

第2節で論じた市民社会の制約要因のうちの1点目は、ガバナビリティの高い国家の存在と、その形成過程における強力な市民社会団体の消滅であった。独立期に最も強力な市民社会団体が植民地政庁の取り締まりを受け解体した、あるいは政権与党となって市民社会の外へその活動領域を移したという問題は、歴史的事実であり変更不可能なものである。国家のガバナビリティが高いという点については、今後何らかの要因によってそれが低下したとすれば、市民社会が影響力を高める契機となろう。ただし、それが強い社会不安を惹起しないことが条件である。社会不安が生じれば、政治変動が最終的に安定した民主体制に帰着するという保証はない。深刻な社会的亀裂を抱えるマレーシアにおいては、社会不安は国家の強権行使を正当化する。実際にこれまで、政治犯の大量拘束などの最も重大な権力の濫用は、種族間対立などの社会不安の解決策に便乗するかたちで行われている⁽³³⁾。

2点目に指摘した国家と資本家との関係については、競争性を増す国際環境にあって将来変化していく可能性は十分ある。だが、ここでこの問題に関して十分に検討する余裕はないので、今後注目されるべき領域として指摘するにとどめたい。ただし、将来資本家層が国家に対して自律的に行動し、彼らが主体となって社会を動員しだすとしても、第3の制約要因として指摘したエスニシティを軸とした社会的な亀裂は、乗り越えねばならない大きな障害として残る。

マレーシアにおいては、エスニシティに基づく社会の分断はきわめて強固なものである。市民社会はこの亀裂を軽減する機能を果たすものと想定されているが、市民社会のこの機能と社会的亀裂との関係も、社会的亀裂があるがゆえに市民社会が弱く、市民社会が弱いことが社会的亀裂が解消されないことの理由の一つであるという、循環的なものである。マレーシアには、市

民社会団体がもつ新たな統合の契機をもたらす機能に期待する論者がいる⁽³⁴⁾。しかし実際には、労働組合のように本来はエスニシティを横断する利益を集約・代表すべき団体が、その過程において種族対立の契機を生んでしまうという問題がある。というのも、草の根レベルの指導者にマレー人が多く、組織の上層部を非マレー人が占めているというケースがままたり、組織内で利害対立が生じた際にそれがエスニック・グループ間の利害対立に転化されてしまいがちだからである⁽³⁵⁾。さらには、市民社会団体が活動すること自体が亀裂を深めるというケースもある。例えば、マレー人を主体とする伝統文化保護団体や、華人による華語文化推進団体といったものは、これらの団体が水平的に組織され、民主的に運営されるならば、参加者に対して妥協・寛容の精神を教え反対意見の尊重を促すという点で市民社会の民主的機能の向上につながる。しかしこれらの団体が活発に活動すれば、他の種族に対して脅威を与えかねない。

このように、マレーシアのように深刻な社会的亀裂を抱える社会においては、この亀裂に対する市民社会の影響はあいまいなものにならざるをえない。そこで、社会的亀裂→弱い市民社会→社会的亀裂という循環を断つためには、市民社会以外の要因によって亀裂が軽減される必要があるが、現状ではそのはっきりとした兆候はみられない。都市化にともなう生活様式の変化が文化変容を促し、伝統的な組織化の原理を超えた紐帯が生まれる契機をもたらすといった現象がある一方で、例えばマレー人の都市中間層が精神的な拠り所を求めてイスラムに回帰するという現象⁽³⁶⁾が同時に生じていることを鑑みれば、エスニシティを軸とした社会的亀裂は将来にわたって存続すると考えるのが妥当であろう。

むすび

以上の論点を整理すれば、次のようになる。

今日の市民社会論では、中間団体が民主体制に適合的な社会の形成、および社会による国家のコントロールの実現に寄与するといった民主的機能を果たすと想定されている。

マレーシアでは、多民族社会における安定維持のために設けられた法規が統治者の勢力維持・拡大のために恣意的に運用されることがあり、その点でマレーシアの政治体制は権威主義的側面をもつものといえる。深い社会的亀裂を抱えるマレーシアにおいては、現在の政治制度を抜本的に変革して多元主義民主体制を目指すのは現実的でなく、国家による強い社会統制を可能とする法規が存在することも、社会秩序を維持することの困難さが理解されているため多くの国民はこれを正当なもののみなしている。問題視されているのは、統治者がこの法規を恣意的に利用する点であり、これを抑制することがマレーシアにとっての民主化と考えられる。

しかし、マレーシアでは歴史的に市民社会が国家の権力行使を監視・抑制する能力が低く、民主化に寄与できずにいる。経済発展にともなう社会変容、とりわけ国民の知識水準の向上、利益の多様化は市民社会の活性化を促すものだが、この条件は、国家に対して批判的な立場をとる団体よりも国家に協力し行政効率の向上に貢献しうる団体に対して有利に働いており、後者の働きによって国家の正統性が高まり中間層の現状維持志向が強化されるという側面がある。よって、市民社会の民主的機能に対してもたらされたインパクトは総体としてあいまいなものであり、弱い市民社会→半民主体制→弱い市民社会という循環を断ち切るものではない。将来市民社会が強化されてこの循環が途切れる可能性も想定できなくはないが、エスニシティによる社会の分断という非常に強い制約要因は今後も存続するものと考えられる。

このようにマレーシアでは、その政治体制が高いガバナビリティと一定程度の正統性をもつ半民主体制であること、ならびにその社会が深い亀裂を抱える複合社会であることにより、市民社会が今日の市民社会論が想定するような民主的機能を十全に果たせていない。さらにこの機能不全の構図のなかでは、結果的に現行体制の正統性を高めその強化に貢献しているNGOや、図

らずも種族対立を生み出してしまう労働組合の例にみたとおり、政治システムの多元化が社会的亀裂を深め権力監視・抑制機能を弱めるなどの機能間のコンフリクトが発生したり、市民社会のアクターが六つの機能のうちのいくつかの機能の向上に貢献したとしても、他の機能に対してネガティブな効果をもたらすという現象が生じているのである。

[注]

- (1) Larry Diamond, "Toward Democratic Consolidation," *Journal of Democracy*, Vol. 5, No. 3, July 1994.
- (2) *ibid.*, p. 7.
- (3) *ibid.*
- (4) Michael W. Foley and Bob Edwards, "The Paradox of Civil Society," *Journal of Democracy*, Vol. 7, No. 3, July 1996, pp. 45-46.
- (5) Diamond, "Toward Democratic...", pp. 7-11.
- (6) 小沢一彦「インドネシア・マレーシア・タイにおける権威主義体制の比較研究」(岡部達味編『アジア政治の未来と日本』勁草書房, 1995年) 116ページ。
- (7) 藤原帰一「政府党と在野党——東南アジアにおける政府党体制」(萩原宣之編『講座現代アジア3 民主化と経済発展』東京大学出版会, 1994年) 231ページ。
- (8) 複合社会とは、エスニシティや宗教、言語などの相違に基づくブロックに分割された社会を指す。ブロックを超えた統合の契機は少なく、同化の可能性はほとんどない。plural societyは多極社会とも訳されるが、日本のマレーシア研究においては複合社会という語を用いることが通例であるため、ここでもそれに従う。
- (9) レイプハルトの議論については、辻中豊「A・レイプハルトの多極社会のデモクラシー——自律共存と民主制のディレンマ」(白鳥令・曾根泰教編『現代世界の民主主義理論』新評社, 1984年)を参照した。
- (10) Harold Crouch, "Malaysia: Neither Authoritarian nor Democratic," in Kevin Hewison, Richard Robison and Garry Rodan eds., *Southeast Asia in the 1990s: Authoritarianism, Democracy and Capitalism*, St. Leonards (Australia): Allen & Unwin, 1993, pp. 136-140.
- (11) 1989年にトゥンク・ラザレイ (Tunku Razaleigh) 元蔵相らによって設立されたSemangat '46は、96年に解散し、97年までにその党員の多くがUMNOに復帰している。UMNOの分裂とSemangat '46の活動については、Harold

Crouch, *Government and Society in Malaysia*, Ithaca: Cornell University Press, 1996, pp. 114-129を、Semangat '46の解散については、鳥居高「1996年のマレーシア——政界の再編成と開発戦略の新展開」(『アジア動向年報1997年版』アジア経済研究所, 1997年)を参照されたい。

- (12) Crouch, "Malaysia: Neither Authoritarian…," pp. 138-139.
- (13) Crouch, *Government and Society*…, pp. 77-95.
- (14) James V. Jesudason, *Statist Democracy and the Limits of Civil Society in Malaysia*, Singapore: National University of Singapore, 1994, pp. 1-3. ジェスダソンは、マレーシアの政治体制の民主主義的特徴について、選挙に加えてUMNO内部での指導者間の競争をあげている。UMNOは、企業家や職業人、教員、村落の指導者、宗教指導者など、多種多様な成員によって構成されるマレー人社会全体の利益を集約せねばならず、そこではそれぞれ支持基盤を異にする党指導者による、党内ポストをめぐる競争がある。この点は、党内人事にも競争がみられないシンガポールの人民行動党や、そもそも支持者の利益を集約する機能をほとんど果たしていないインドネシアのゴルカルとは異なる。
- (15) *ibid.*, p. 6.
- (16) レイプハルトは、次のように主張している。
 「(多極共存型民主主体制下においては選挙の争点が失われるといった批判は)いかなる民主主体制も政治的な安定がなければ存続しえないこと、そして深く分裂した社会においては理想的な民主主義の規範からの逸脱と引き替えでしか安定を確保できないことを認識できない完全主義の民主主義者の議論である。
 (中略) 完全な自由と平等は同胞愛 (fraternity) ——強固なコンセンサスと、同質的な環境に共に所属しているという強い感情——の存在を必要とする。同胞愛が欠如している場合、平和的共存こそ次に高次の目的となる。」Arend Lijphart, *The Politics of Accommodation: Pluralism and Democracy in the Netherlands* (2nd ed.), Berkeley: University of California Press, 1975, p. 179.
- (17) Jesudason, *Statist Democracy*…, p. 11.
- (18) *ibid.*, pp. 2, 13-26.
- (19) 佐藤宏・近藤則夫『インド・マレーシアの社会変動と国家官僚制——政治化、専門化と国民統合』アジア経済研究所, 1986年, 191~193ページ。
- (20) Shamsul A.B., "The Economic Dimension of Malay Nationalism," *Developing Economies*, Vol. 35, No. 3, September 1997, pp. 251-256; James V. Jesudason, *Ethnicity and the Economy: The State, Chinese Business, and Multinationals in Malaysia*, Singapore: Oxford University Press, 1989, pp. 128-163.
- (21) 1980年代以降、サイド・フシン・アリ (Syed Husin Ali) らの論者によっ

- て、マレーシア社会をエスニシティによる垂直統合構造のみによって把握するのではなく、各種族内部の階層構造に着目し、階層別の水平的関係や対角線関係（例えば、華人エリートとマレー人下層農民の関係など）を重視するアプローチが提唱されている。詳しくは、S. Husin Ali ed., *Kaum, Kelas dan Pembangunan Malaysia*, Kuala Lumpur: Persatuan Sains Social Malaysia, 1984（小野沢純・吉田典巧訳『マレーシア——多民族社会の構造』勁草書房, 1994年）所収の各論文を参照されたい。しかし後にみるように、階層に基づく集団を形成するうえでエスニシティを原因とする社会の分裂が障害となっていることには変わりはない。
- (22) 首藤もと子「ASEAN諸国のNGO——活動概況と国際関係」（『駒澤大学法学部政治学論集』第45号, 1997年3月）30ページ。
- (23) Government of Malaysia, *Fourth Malaysia Plan 1981-1985*, p.11, および Ministry of Finance Malaysia, *Economic Report*, 各年版。
- (24) Robert A. Dahl, *Polyarchy: Participation and Opposition*, New Haven: Yale University Press, 1971（高島通敏・前田脩訳『ポリアーキー』三一書房, 1981年）, pp. 81-82.
- (25) クラウチの前掲論文や、カーンの論文（Joel S. Kahn, “Growth, Economic Transformation, Culture, and the Middle Classes in Malaysia,” in Richard Robison and David S.G. Goodman eds., *The New Rich in Asia: Mobile Phones, McDonald's and Middle-class Revolution*, London: Routledge, 1996）がその例である。
- (26) Crouch, “Malaysia: Neither Authoritarian…,” pp. 141-144. アジア開発銀行もこれと同じカテゴリーを中間層職として定義している。Asian Development Bank, *Asian Development Outlook 1994*, 1994, p. 37.
- (27) この点に関してマラヤ大学経済行政学部のコン・キムフーン教授は、「政党は票を必要とするために、生き残りのため種族主義（communalism）に拠って立たねばならない。選挙に参加しない公的利益団体は、非種族主義の道をとることができる」とし、市民社会団体が種族的利害にとらわれがちな政党とは異なる見解を提示して政治過程に重要な役割を果たすとしている。Khong Kim Hoong, “The Role of Public Interest Groups in a Democratic Society,” unpublished paper submitted to the conference on Issues and Challenges for National Development, 1987, p. 10.
- (28) もちろん、華人ら非マレー人は教育面などでプミブトラ政策による不利益を被った。この点に関しては、Heng Pek Koon, “The New Economic Policy and the Chinese Community in Peninsular Malaysia,” *Developing Economies*, Vol. 35, No. 3, September 1997を参照されたい。しかし、好景気のさなかに行われた1995年の総選挙でのDAPの大敗に象徴されるように、経済成

長と所得水準の向上は華人の保守化を導いていると考えられる。

- (29) 例えば, Chandra Muzaffar, *Freedom in Fetters: An Analysis of the State of Democracy in Malaysia*, Penang: Aliran Kesedaran Negara, 1989 を参照されたい。
- (30) 首藤「ASEAN諸国のNGO…」, 30~31ページ。
- (31) 消費者協会連盟については, 次の論文を参照した。Lim Teck Ghee, “Non-governmental Organizations in Malaysia and Regional Networking,” in Tadashi Yamamoto ed., *Emerging Civil Society in the Asia Pacific Community*, Tokyo: Japan Center for International Exchange, 1996.
- (32) マレーシア医療協会, マレーシア社会福祉国民評議会, 女性組織国民評議会, マレーシア児童福祉評議会, マレーシア青年評議会については, *Information Malaysia*, Kuala Lumpur: Berita Publishing, 1996年版を参照した。
- (33) 近年の例としては, 1987年に種族対立の高まりのなかで行われた国内治安法による大量拘束があげられる。詳しくは, Crouch, *Government and Society* …, pp. 106-112 を参照されたい。
- (34) Khong, “The Role of Public Interest Groups…,” p. 10; James J. Masing, “The Role of Non-Governmental Organizations in Enhancing Territorial Integration in Malaysia,” unpublished paper submitted to National Conference on The Role of Human Agents in Territorial Integration, 1990, pp. 15-16.
- (35) この点については, 次の論文を参照されたい。Susan E. Ackerman, “Ethnicity and Trade Unionism in Malaysia: A Case Study of a Shoe Workers’ Union,” Raymond L.M. Lee ed., *Ethnicity and Ethnic Relations in Malaysia*, Center for Southeast Asian Studies, Northern Illinois University, 1986.
- (36) Shamsul, “The Economic Dimension…,” pp. 254-255.